様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　9月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ　ゆけん  一般事業主の氏名又は名称 　 株式会社　油研  （ふりがな） いはら　さとし  （法人の場合）代表者の氏名 　井原　聡志  住所　〒503-2216  岐阜県大垣市昼飯町1155番地  法人番号　9200001014425  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社　油 研  デジタルトランスフォーメーション(DX)戦略指針 | | 公表日 | ２０２２年　１０月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ㈱油研　ホームページ　◎DX戦略(p.3～6)  <https://www.yuken-gifu.jp/pdf/dx01.pdf> | | 記載内容抜粋 | リサイクル提案と新規eco liquid事業を組み合わせた「新デジタルフォーメーション」により、産業廃棄物がリサイクル原料として生まれ変わり、環境循環型社会、産業廃棄物の出ない社会への貢献が期待できます。また、自社の競争環境としては、リサイクル提案事業や新規eco liquid事業を他社に先駆けて実施することで、リサイクル事業のプラットフォームをいち早く構築し、先行者利益を得ることと競争優位を得ることができます。  (1-2-1)リサイクル提案事業  生産性を優先してきた時代から、環境循環型を優先した社会へ向けて、今後は新工場、設備が整えられ、排出される産業廃棄物自体が低減、そもそも発生しない社会が望ましい事は理想であった時代から現実のものとなります。社会のニーズの先を満たす、産業廃棄物の出ない事業提案、新たなプランを満たすことが必須です。  今ある産業廃棄物のリサイクルプランをデジタル化により、個々にあったコンテンツ、情報要素を一元化し、再構築するための共有ツールによる、処理費無償化、新たなる価値を生み出すことに最適化できる様にして有価利用としていけるプランニングツールを作っていきます。  (1-2-2)新規 eco liquid 事業  産業廃棄物や二酸化炭素などを発生させない、大気、水質、土壌など環境に配慮した、循環型環境社会のさらに理想である環境に負荷をかけない商品開発をすれば良いのではないかと結論に達しました。それが完全水性の金属切削加工液「摩周工」です。  鉱物油を全く含まず、水と天然由来の植物油がベースとなった全く新しい製品です。製造工程において廃棄物が出ない、使途においても廃油とならないので処理が最軽減されるので、お客様先から排出する産業廃棄物の低減に貢献できる商品になります。  SDGsやカーボンニュートラルに取り組むお客様に二酸化炭素CO2削減を目指せるご提案ができる、油研の目指す環境事業に貢献できる商品となっていけるよう取り組んでまいります。  製造においてもデジタル自動制御化に成功し、その特殊な性質によりこれまでに油性もしくは石油系の物質を含んだ水溶性の商品を「完全水性」化することで他分野に紹介し、その開発プロセスや他分野のお客様情報をDXの仕組みに取り込んで新たな環境商品価値を高めることで地球に優しい環境商品となり世界へ紹介していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社　油 研  デジタルトランスフォーメーション(DX)戦略指針 | | 公表日 | 2022年10月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ㈱油研　ホームページ ◎DX戦略(p.7,8)  <https://www.yuken-gifu.jp/pdf/dx01.pdf> | | 記載内容抜粋 | 新デジタルフォーメーションのうち、  ①リサイクル提案事業  デジタル技術を使って排出事業所と処分事業所（リサイクル事業所）をつなぐプラットフォームを構築し、蓄積したデータを用いて適切な処分、再生方法や輸送費用などのプラン提案を行っていきます。  ②新規eco liquid事業  デジタル技術を用いて蓄積したデータを用いた材料の配合や自動制御化された製造工程により、水性化など環境商品としての価値を高めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ㈱油研　ホームページ ◎DX戦略(p.9、p.10)  <https://www.yuken-gifu.jp/pdf/dx01.pdf>  ※全社人材育成については別添資料参照 | | 記載内容抜粋 | 新デジタルフォーメーションの体制は、社内は社長、事業本部長、管理責任者とし、それぞれ監督・報告・事業推進、新入社員の教育の役割を担います。  新デジタルフォーメーションの効果分析と監査は取締役会の役目とし、効果を分析できるHPを構築して分析と監査の補助に充てます。  新デジタルフォーメーションの事業推進については、社外CMO(Chief Marketing Officer)「最高マーケティング責任者」を任命し、専門家による助言と分析ツールにより新デジタルフォーメーションの推進、監査の両面で助言をいただきます。  新入社員の教育については、新デジタルフォーメーションの取り組みのほか、会社の理念やビジョン、業務内容、データ活用の方法など対面だけでなく、オンライン講座なども含めた教育環境の整備を行います。※全社人材育成については別添資料参照 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ㈱油研　ホームページ ◎DX戦略(p.10)  <https://www.yuken-gifu.jp/pdf/dx01.pdf> | | 記載内容抜粋 | 新デジタルフォーメーションの取り組みとして以下のITシステム・デジタル技術活用環境の整備に取り組みます。  ①リサイクル提案事業  顧客間ネットワーク、コミュニケーション手段の充実、データの蓄積、分析のシステム導入により、排出事業所と処分事業所（リサイクル事業所）をつなぐプラットフォームの構築と、蓄積したデータを用いて適切な処分、再生方法や輸送費用などのプラン提案を行っていきます。合わせて現行の営業システムを更新していきます。  ②新規eco liquid事業  蓄積したデータを利用して、新商品の価値を認知していただけるHPの新築、デジタル営業ツールの作成を行っていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社　油 研  デジタルトランスフォーメーション(DX)戦略指針 | | 公表日 | 2022年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ㈱油研　ホームページ　◎DX戦略(p.11,12)  <https://www.yuken-gifu.jp/pdf/dx01.pdf> | | 記載内容抜粋 | ◎リサイクル提案事業  ▶成約率の向上  蓄積したデータをもとにした提案可能なプランを見える化することで、  対応できるプランかどうかを事前にチェックできるような体制にします。  お客様⇔油研 間での打合せ内容の相違やご提案に際して時間や手間などが効率化され、より的確に案件を受注できることが期待できるため、指標として成約率の向上を目指します。また、HPにリサイクル提案が可能かを案内するQ&Aなどを設置し、事前にお客様で情報を確認して頂ける効果が期待できる。これにより業務の効率化を図り、さらなるサービスを構築する時間に充てていきます。  ◎新規 eco liquid 事業  ▶取引先数の拡大  新規eco liquid事業において、これまで約30社とのお取引を継続しています。  DX化に取り組むことでサービス提供の品質を保ちながら、認知して頂く経路が増加し、取引先様の拡大につながると考えております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　10月　1日 | | 発信方法 | ㈱油研 ホームページ◎DX戦略(p.13，p.14 項目4)  https://www.yuken-gifu.jp/pdf/dx01.pdf  当社ホームページ内またはホームページ内に設置しているブログより、戦略の状況等と実務執行統括責任者がテキストで発信 | | 発信内容 | 新デジタルフォーメーションの効果を分析できるHPを構築し実務執行統括責任者が発信する内容を管理責任者と共有し発信します。  現行の個々の蓄積データをデジタル化共有し、リサイクル提案の最新に更新し続け、最新の有効活用の最適化を迅速に推進できる様にしていきます。  将来的にはお客様の情報と共有することができるまでに仕上げ、再構築した最新のリサイクルもしくは、有価取引へとつなぎ、同業系の事業体に普及を目指します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　 株式会社　油 研  代表取締役　井原 聡志 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　7月頃　～継続実行中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトを使用していく。  （https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html）  ■DX推進指標　自己診断　提出済(2024/07/25)  申請管理番号：202407AH00004557 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年7月頃～継続実施中 | | 実施内容 | 2022月7月1日　株式会社油研「情報セキュリティ基本方針」制定  当社は、お客様からお預かりしている情報資産と当社の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様並びに社会の信頼に応えるべく、下記対策内容に基づき全社で情報セキュリティに取り組む。  (対策内容)  ソフトウェアでのウイルス対策、迷惑メール対策等を個々に対応していたものを、社内でUTM(**Unified Threat Management；統合脅威管理**)を導入し、一括で管理できるように統制した。また、内部でのウイルス対策も実施している。  (基本方針)  1.経営者責任  当社は、経営者主導で組織的かつ、継続的に情報セキュリティの改善と向上に努める。  2.社内体制整備  当社は、情報セキュリティの維持改善のための組織を設置し、情報セキュリティ対策を正式な社内規則として定める。  3.社員の取組み  当社の社員は情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し確かなものにする。  4.法令及び契約上の要求事項厳守  当社は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を厳守するとともに、お客様の期待にお応えする。  5.違反及び事故への対応  当社は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努める。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。